

決済用普通預金（無利息型）

平成 26 年 4 月 1 日現在

1. 商 品 名	決済用普通預金（無利息型）
2. 販 売 対 象	・ 法人、個人
3. 期 間	・ 期間の定めはありません
4. 預 入（受 入） (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入できます ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5. 払 戻（支 払）方 法	・ 随時払戻しできます
6. 利 息	・ 利息はつきません
7. 税 金	・ 利息がつかないので税金はかかりません
8. 手 数 料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
9. 付加できる特約事項	・ 個人のもものは「総合口座」の取扱いができます（貸越利率は担保定期預金は約定利率に 0.5%、担保定期積金は約定利回りに 1%上乗せした利率） ・ マル優の対象ではありません
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	—

決済用普通預金（無利息型）

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます ・ 預金保険制度により全額保護されます

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。